

<介護支援専門員の登録、移転、変更手続きの必要書類>

事由	必要書類	手数料
登録 ※介護支援専門員証の交付を受けない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員登録申請書（第1号様式） ・実務研修修了証明書（写し） ・住民票抄本 ※3か月以内のもの ・個人番号カード（両面）の写し* 	なし
登録に伴い介護支援専門員証の交付を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員登録申請書（第1号様式） ・介護支援専門員証交付申請書（第5号様式その1） ・実務研修修了証明書（写し） ・住民票抄本 ※3か月以内のもの ・写真（カラー縦3cm×横2.4cm）1枚 ※裏面に氏名を記入 ・返信用定型封筒（460円分の切手貼付） ※住所・氏名を記入 ・個人番号カード（両面）の写し* 	2,000円 山梨県収入証紙
住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式） ・住民票抄本 ※3か月以内のもの ※変更前後の住所がわかるもの ・現在有効期間内の介護支援専門員証を持っていない場合は、失効した介護支援専門員証又は、証を交付されていない方は介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員登録証明書携帯用 ・個人番号カード（両面）の写し* ※住所のみを変更した場合、介護支援専門員証の書換え交付申請を行う必要はありません。 	なし
氏名の変更 氏名と住所の変更 ※現在有効期間内の介護支援専門員証を持っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式） ・介護支援専門員証書換え交付申請書（第6号様式） ・戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書） ※3か月以内のもの ・住所変更を同時に行う場合は、住民票抄本 ※3か月以内のもの ※変更前後の住所がわかるもの ・介護支援専門員証 ・写真（カラー縦3cm×横2.4cm）1枚 ※裏面に氏名を記入 ・返信用定型封筒（460円分の切手貼付） ※住所・氏名を記入 ・個人番号カード（両面）の写し* 	2,000円 山梨県収入証紙
氏名の変更 氏名と住所の変更 ※現在有効期間内の介護支援専門員証を持っていない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式） ・戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書） ※3か月以内のもの ・住所変更を同時に行う場合は、住民票抄本 ※3か月以内のもの ※変更前後の住所がわかるもの ・失効した介護支援専門員証又は、証を交付されていない方は介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員登録証明書携帯用 ・個人番号カード（両面）の写し* 	なし
更新研修等の研修修了後に介護支援専門員証の交付を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員証有効期間更新交付申請書（第9号様式） ・専門研修課程・更新研修Ⅱ、更新研修（未経験者向け）又は主任介護支援専門員更新研修の修了証明書（写し） ・介護支援専門員証 ・住民票抄本 ※3か月以内のもの ・写真（カラー縦3cm×横2.4cm）1枚 ※裏面に氏名を記入 ・返信用定型封筒（460円分の切手貼付） ※住所・氏名を記入 ・個人番号カード（両面）の写し* 	2,000円 山梨県収入証紙

*個人番号カード（両面）の写しがない場合は、通知カード又は住民票の写し（個人番号の記載があるもの）及び運転免許証・パスポート等が必要

事 由	必 要 書 類	手 数 料
再研修の修了後に介護支援専門員証の交付を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員証交付申請書（第5号様式その2） ・ 再研修修了証明書（写し） ・ 失効した介護支援専門員証又は、証を交付されていない方は介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員登録証明書携帯用 ・ 住民票抄本 ※3か月以内のもの ・ 写真（カラー縦3cm×横2.4cm）1枚 ※裏面に氏名を記入 ・ 返信用定型封筒（460円分の切手貼付） ※住所・氏名を記入 ・ 個人番号カード（両面）の写し* 	2,000円 山梨県収入証紙
紛失、破損等に伴い介護支援専門員証の再交付を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員証再交付申請書（第8号様式） ・ 紛失（亡失、滅失）した場合は、運転免許証等（写し） ・ 破損、汚損した場合は、介護支援専門員証 ・ 写真（カラー縦3cm×横2.4cm）1枚 ※裏面に氏名を記入 ・ 返信用定型封筒（460円分の切手貼付） ※住所・氏名を記入 ・ 個人番号カード（両面）の写し* 	2,000円 山梨県収入証紙
山梨県以外で登録を受けている方が山梨県に登録移転を希望する場合（転入）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員登録移転申請書（第2号様式） ・ 介護支援専門員証（証を交付されていない方は介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員登録証明書携帯用） ・ 個人番号カード（両面）の写し* <p>※必要書類は、現在登録を受けている都道府県にお送りください。 ※次の定められた事業所で介護支援専門員の業務に従事している、又は従事しようとする場合、山梨県への転入が可能です。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>指定居宅介護支援事業者、特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型病床）、介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター</p> </div>	なし
登録移転（転入）に伴い介護支援専門員証の交付を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員登録移転申請書（第2号様式） ・ 介護支援専門員証移転交付申請書（第7号様式） ・ 介護支援専門員証 ・ 住所変更がある場合は、住民票抄本 ※3か月以内のもの ※変更前後の住所がわかるもの ・ 写真（カラー縦3cm×横2.4cm）1枚 ※裏面に氏名を記入 ・ 返信用定型封筒（460円分の切手貼付） ※住所・氏名を記入 ・ 氏名変更がある場合は、戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書） ※3か月以内のもの ・ 個人番号カード（両面）の写し* <p>※必要書類は、現在登録を受けている都道府県にお送りください。</p>	2,000円 山梨県収入証紙

* 個人番号カード（両面）の写しがない場合は、通知カード又は住民票の写し（個人番号の記載があるもの）及び運転免許証・パスポート等が必要

事 由	必 要 書 類	手 数 料
山梨県で登録を受けている方が山梨県以外に登録移転を希望する場合（転出）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転（転出）先の都道府県の申請書と必要書類 ・ 山梨県発行の介護支援専門員証（証を交付されていない方は介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員登録証明書携帯用） ・ 住所変更がある場合は、住民票抄本 <ul style="list-style-type: none"> ※3か月以内のもの ※変更前後の住所がわかるもの ・ 氏名変更がある場合は、戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書） <ul style="list-style-type: none"> ※3か月以内のもの ※必要書類は、山梨県にお送りください。 ※移転先の都道府県に必要書類を必ず確認してください。 	移転（転出）先の都道府県に確認してください
登録の消除 ※本人が申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員登録消除届出書（第4号様式その1） ・ 介護支援専門員証（証を交付されていない方は介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員登録証明書携帯用） 	なし
死亡した場合、成年被後見人又は被補佐人になった場合 ※本人以外が申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員登録消除届出書（第4号様式その2） ・ 介護支援専門員証（証を交付されていない方は介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員登録証明書携帯用） ・ 消除理由に該当することを証明する書類 	なし